慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	五・四運動の中国学校体育への影響
Sub Title	The influence of May 4th Movement (5.4-Movement) on the physical education of the Chinese schools
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1970
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.10, No.1 (1970. 12) ,p.7- 24
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00100001-0007

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

五・四運動の中国学校体育への影響

笹　島　恒　輔*

1. は　じ　め
2. 五・四 運 動
3. 収回教育権運動
4. 五・四運動の学校体育への影響
5. 収回教育権運動の学校体育への影響
6. む　す　び

1. は　じ　め

民国3年（1914年）～民国7年（1918年）の第1次世界大戦は中国に大きな影響を与えた。とくに大戦により欧州列強の中国に対する影響力がうすれ，民族資本，民族工業が発達してゆき，多くの労働者階級が生まれ，労働運動が発展していった。民国6年（1917年）に起こったロシヤ革命は中国にも大きな影響を与え，中国の社会改造を刺激し，封建制度の束縛を打破しようとする考えが知識人たちの間に高まり，文学革命運動が起こり，白話運動がおしすすめられていった。(1)

日本は民国3年（1914年）に連合国側に立って山東省に出兵し，ドイツ権益を手中に収めていたが，その伝統的大陸政策は，欧州列強の勢力の後退している間に中国大陸にその勢力を伸ばそうとして，民国4年（1915年）に21カ条の要求(2)を中国に承認させた。

第1次大戦が終わると，中国は民国8年（1919年）のパリ講和会議に期待して21カ条要求の廃棄を願っていた。しかし，中国の希望は入れられず，示された講和会議の条約草案は21カ条要求を合法化するものであった。このため，民国8年（1919年）5月4日に北京大学の学生を中心に抗議運動を起こした。抗議運動は官権の弾圧にあったが全国的に波及し，労働者のストライキ，商人の休業となり大衆運動として全国的規模で発展していった。

北京政府は事態の重大化に驚いて，逮補した学生を釈放し，ヴェルサイユ条約の調印を拒絶した。このストライキと対日ボイコットは約1年続いたが，運動の規模は単なる反日運動から，

* 慶應義塾大学体育研究所教授

反政治侵略，反文化侵略（反キリスト教），反経済侵略，反帝運動，打倒封建，打倒軍閥運動へと拡大していった。

そのため，教育もこの方向に向かって推進され，反文化侵略，反帝国主義の動向からは，収回教育権運動(3)や教育独立運動がおこり，反封建主義の動向からは，女子教育運動や平民教育運動が展開していったのである。

本稿はこれらの教育界の動向によって学校体育にどのような影響が現われていったであろうかということについて考察するものである。

注 (1) 白話運動とは旧来の文語に代わる国語使用の運動。

(2) 民国4年（1915年）に日本が袁世凱政府に承認させた21カ条の要求。この要求により日本が中国に有力な地歩を占めようとするもので，山東省に関する4カ条，南満州，東蒙古に関する7カ条，漢冶萍公司に関する2カ条，希望条項7カ条，沿岸不割譲に関する1カ条からなっていた。民国4年（1915年）1月に提出され，5月25日に調印された。

(3) 第一次大戦後中国教育界に擡頭した国民主義的思潮の現われで，中国における教育権を中国国家の手に回収しようとする運動。

2. 五・四 運 動

五・四運動については従来2つの見方がおこなわれていた。その一つは，五・四運動をもって，パリ平和会議における山東問題を直接の原因とし，日本および段祺瑞を国務総理とする北京軍閥政府に対する反対から，民国8年(1919年) 5月4日，北京学生によって起こされた学生運動並びにそれに関係する一連の事件，とする見方であり，いま一つは，中国の旧社会に対する批判と新社会形成への思想的根拠を究明することによって，このような実践活動の基盤を準備したいわゆる新文化運動をも含めて五・四運動とするものである。(4)

五・四運動は日本帝国主義および北京軍閥政府を直接対象とする反抗運動と，中国古来の伝統的文化に対する徹底的批判とを主な内容とする反帝国主義・反封建主義的大衆革命運動であり，これまでの中国にはまったくみることの出来なかったものである。(5)

五・四運動にもっとも重要な関係を持つ外的条件は第1次世界大戦とロシヤ10月革命でありその中国に対する影響である。

第1次世界大戦の激しい発展は，資本主義諸国をして全力を戦争の遂行に集中しなければならない状態におとしいれた。その結果，中国に対しても，欧米列強の圧迫はあらゆる面で緩和され，中国の民族工業は，大戦中から戦後にかけて著しい発展をとげるにいたった。もっとも，このほかに，その急速な発展の原因として，辛亥革命が中国資本主義発達の障害をなしていた清朝の専制主義統治を転覆したこと，および中国民衆の日貨排斥国貨奨励運動などがあげ

られるが，いずれにしてもこのような民族工業の発展は，民族資産階級・無産階級および革命的小資産階級の実力を養成し，帝国主義・封建勢力に対立する革命勢力の基礎をつくり出した。(6)

日本は，世界大戦勃発後ただちにこれに参加して，山東省におけるドイツの権益を獲得した。民国4年（1915年）1月には，袁世凱の北京政府に対して中国の独立を否定する5項21カ条の要求を提出し，実力による圧迫のもとに，5月9日，第5項を除く他のすべてに調印することを強要した。さらに日本政府は，太平洋における特殊利益を承認させる目的で，英露仏伊などと秘密交渉をおこない，米国との間に石井・ランシング協定を成立させた。また，北京政府を支配する安徽派の段祺瑞政府と「中日共同防敵軍事協定」を結んで，中国における日本の地位を著しく強化した。この露骨な対華進出は，「中国の広大な人民大衆の民族的覚醒をして，日本帝国主義に反対することを主な対象とさせないわけにはいかなかった」。とくにもっとも急進的な知識階級に属する学生は，その運動の先頭に立ち，「中日共同防敵軍事協定」の締結にあたっては激しい反対運動をおこなった。(7)

国内では，辛亥革命は民族主義革命として，一応満州王朝を倒すことには成功したが，「封建勢力・買辦階級および帝国主義の寵児」である袁世凱との妥協によって局を結んだため清朝時代の封建的基盤(8)はそのまま中華民国にひきつがれ，革命勢力は封建勢力のまえに急速に圧倒されてしまった。袁世凱は，民国国会を不法に解散したのち，新約法および修正大総統選挙法を公布して独裁的政治体制の確立をはかり，帝制樹立にのり出した。この運動は成功するかに思われたが，結局第三革命の勃発(9)によって失敗に終わり，民国5年（1916年）6月に袁世凱は病死した。全国は再び統一され国会を復活したが，しかし，分裂的封建社会を基礎とする中国の地方割拠的性格は袁世凱という強力な軍閥的中心を失ってますます強く露われ，南北対立の時代となり，さらに南北それぞれの内部で分裂が生じ軍閥混戦の状態があらわれ，その背後には各軍閥と各帝国主義国との結合が存在していた。

このような事実は中国の独立と近代化を妨げるもっとも重要な原因の一つが軍閥にあることを明らかにし，しだいに反帝反軍閥闘争が準備されることになった。

反帝反封建的性格を持つ五・四運動の発生する条件は完成されていたし，大戦後世界の各地でおこなわれた革命運動，ウイルソンの民族自決主義などは中国民衆の民族的自覚を促進した。したがって問題は，五・四運動の契機が何によって与えられるかということであった。それは，パリ平和会議における山東問題によって与えられた。

中国国民が国権回復の立場から平和会議によせた期待はすこぶる大きなものがあった。そこで政府は挙国一致の代表を派遣し，不平等条約の廃棄を中心とする希望条件7項目，日華条約（21カ条問題）取消の陳述書および大戦中日本がドイツより継承した山東省の各種権利の返還要求等を提出した。しかし，これらの要求はいずれも会議の認めるところとはならなかった。

パリ平和会議における山東問題の消息が伝わったときもっとも敏感に反応を示したのは北京の学生であった。彼らは民国8年（1919年）5月4日に「中国是中国人的中国」，「収回山東権利」，「廃除二十一条」，「懲辦売国賊」，「拒絶巴黎和約簽字」などのスローガンを掲げて示威行進をおこない，親日家の交通総長曹汝霖の邸を焼き，駐日公使章宗祥を負傷させた。段祺瑞の北京政府はこれに対して学生の逮捕，示威行進およびストライキの禁止など弾圧政策をもって臨んだが，学生側はこれに屈せず，組織と団結とを強化し，蔡元培，孫文，康有為をはじめ社会各界の理解と同情を得て街頭に在って宣伝し，あるいはストライキを強行するなど要求の貫徹につとめた。その結果，天津・南京・杭州・上海・武漢・九江・山東・安徽・廈門・広州などの学生も相ついでこれに呼応したばかりでなく，労働者，商人もこの運動に参加し，全国学生連合会・全国各界連合総会の成立をみた。かくして，青年学生の起こした五・四運動は学生，労働者，商人連合の広大な大衆愛国運動に発展していった。とくに，上海における学生，労働者，商人の三者連合によるストライキはその典型を示すものとして著名であった。

このような運動の拡大は遂に北京政府を屈服させ，政府は6月10日に曹汝霖，陸宗輿，章宗祥の職を免じ，平和条約調印拒否を決定した。これで五・四運動は一応終結するのであるが，日貨排斥運動とストライキは約1年続いたのである。(10)

五・四運動は新中国建設を要望する学生，労働者の叫びであり，新しい中国誕生の第一歩であり，世界的にみればヴェルサイユ体制に対する最大の批判であり，ロシヤ革命への呼応でもあった。毛沢東はこれより革命の主導権が労働者階級に移ったとして，五・四運動以後を民主主義革命の段階と規定している。(11)

注 (4) 石川忠雄著「中國共産黨史研究」（昭和34年），慶應通信，360～361頁。
(5) 前掲(4)書，362頁。
(6) 前掲(4)書，363頁。
(7) 前掲(4)書，364～365頁。
(8) 買辦とは開港場において外国商人のために国内の商取引一切を請負う中国商人。19世紀末から外国の帝国主義が侵入すると彼らは商取引のほか工場・鉄道などの近代的経営をも請負い，買辦資本といわれて外国帝国主義に従属し，政治的・経済的に大勢力を得た。
(9) 中華民国成立のための辛亥革命，民国2年（1913年）袁世凱の国民党圧迫に対する国民党系の第二革命についで起こった革命のため，第三革命といわれる。
(10) 前掲(4)書，365～369頁。
(11) 毛澤東選集出版委員会編「毛澤東選集—第二巻」（1964年），人民出版社（北京），545頁。

3. 収回教育権運動

阿片戦争に敗れた中国は南京条約により開国したが，その後相次いで起こった西欧諸国との(12)

戦にも敗れたために西欧文明をとり入れ近代化に乗り出したが，その近代化に失敗し，かえって列国に進出の機会をあたえる結果となった。[13] 列国勢力の中国進出は，軍事的・政治的・経済的な面をもつとともに，宗教的・文化的活動をともなうのが普通であった。しかも，宗教的活動と文化的活動とは一体化していて，文化的活動の主要な地位をしめる教育活動は，教会学校を中心として展開した。教会学校は，中国政府の管理外に置かれ，国家の統制する学校とはまったく別個の系列にあった。もっとも，公正な立場よりみて，それが，中国教育の近代化に貢献した部面も少なくないし，そのすべてが，列国の中国進出の手段であったというようなこともいえない。[14]

当時の教会学校の実情について平塚益徳氏は「近代支那教育文化史—第三国対支教育活動を中心として—」の中で「……収回教育権運動者が問題として取上げた一つの点は教会学校側が政府とは別個に独自の教育行政権を行使したことであるが，この点でも同報告書（バートンを主班とする教育調査団の報告）は堂々と彼等独自の教育行政系統図草案なるものを提出して問題を起したのである。

注意すべきは茲に提出された組織草案は単なる草案ではなくて，中国基督教教育会なるものは基督教教育行政の総元締として活躍し，且つ各省に於ける教育行政は各省区教育分会が之に当り，英文の『教育季報』，支那文の『教育季刊』，『教師叢刊』の外に1926年には『教育公報』を発行し，厳然たる一国家行政機関たるの概を示していたことである。中国（全国）基督教教育会の内部組織を高等，初等及び中等，成人，宗教の各部門とし，高等教育部は全支教会高等教育の執行機関として全国を華東，華西，華中，華北，華南，福建の六大学区に分け，各区に少くとも一箇の正式の大学を設けることとした。……初等及び中等教育部に就いても，全支を華東，華西，華中，直隷山西，福建，毗豫，湖南，東三省，山東の十箇の中，小学校区に分ち，これら各区に中国基督教省区教育分会を組織し，一，学校校舎，校具，課程標準，教員資格，教学方法及び各科教授の最低限度の議定，二，学校の視察・指導及び教師の養成，三，教育問題の研究とその結果の発表，四，教授成績の測定を，全国教育会の委託と指示の下に行はしめることにした。

以上に依ってこの期の教会学校が支那教育制度中に所謂治外法権的特権を享有してゐた事実が明白であるが，かくの如き所謂『帝国内の帝国』imperium in imperio 的傾向は既に我々の第二期の時代以来引続いて示されてゐたものであって，上述の中国基督教教育会結成以前に於いては個々の教団が独自の視学・督学制度を以て教団所属の各学校に対する最高行政権を行使し，或は前述の如く地方別に結成せられた教育聯盟が，同じく各所属学校に対して教科と共に人的方面の指導・監督・統制を行ふといった方式をとってゐたのであった。而して我々の第四期以降に至り，かうした傾向が更に一段と組織化され，それだけ強制力も強化され，随って又国家教育に対して一大敵国の概をより強く示すに立至ったのである。かうした点がこの期

に至って特に問題視され，攻撃の的となったことは蓋し当然といふべきであらう。」と述べている。(15)

当時の教会学校は英語教育に力を入れており，中国文，中国史を軽視し外国文，外国史等に重点を置いた授業をしており，中国地理の課目のない学校もあった。

このような状況であったので五・四運動にともなって収回教育権運動が起きるのも当然のなりゆきであった。

収回教育権運動は五・四運動の頃より盛んとなり出し，民国11年（1922年）から12年にかけて総ての教育団体が蹶起してこの運動を展開したのであった。民国14年（1925年）になると，当時中国を風靡した国家主義教育思想の高揚と同年5月30日に起きた五・三〇事件(16)の反帝国主義愛国運動に刺激されていっそう盛んとなり，それにつれて政府も収回教育権運動に乗り出し，北京政府教育部は民国14年（1925年）11月16日に「外国人捐資設立学校請求認可辦法」（6条）を公布し，次いで，民国15年（1926年）2月4日に教育部は「国内の私立学校と外国人資金に依り設立された学校は，その課程，訓育，管理については教育部の規定によらなくてはならない。違反した場合は直ちに解散を命じる。」旨の布告を出した。(17)

北伐を完成して中国を統一した国民政府は，収回教育権運動を受け継ぎ，教会学校（ミッションスクール）を始めとする外国人経営の学校にとっては致命傷ともいえる「私立学校規程」(18)（29条）を民国18年（1929年）8月29日に公布した。この法令により外国人経営の学校は独自の教科課程を実施することが出来なくなり，外国人経営の学校の授業も一般の学校と同様になった。(19)

注 (12) 道光20年～22年（1840年～1842年）の英清間の戦争。阿片問題を直接の原因として起こったのでこの名称がある。この戦争は東洋進出を図る英国の強引さと清との衝突。清は敗れ南京条約を結んだ。

(13) 咸豊6年（1856年）の英仏間の戦争のアロー号事件，咸豊8年（1858年）の露清間の争，光緒10年（1884年）の清仏戦争等。

(14) 多賀秋五郎著「中国教育史」（昭和30年），岩崎書店，228～229頁。

(15) 平塚益徳著「近代支那教育文化史—第三国対支教育活動を中心として—」（昭和17年），目黒書店，283～287頁。

(16) 民国14年（1925年）5月30日に上海で起こった中国人射殺事件を口火とする中国の反帝国主義愛国運動。目標は不平等条約の廃棄，帝国主義反対。

(17) 丁致聘編「中國近七十年來教育記事」（民国50年—1961年），台湾商務印書館，126頁。

(18) 前掲(17)書，128頁。

(19) 教育部編「教育部公報」第1巻第9期号（民国18年—1929年），教育部，109～121頁。

4. 五・四運動の学校体育への影響

五・四運動は新文化運動であるとともに反帝国主義・反封建主義運動であった。

(1) 国家主義教育思想と体育

民国8年（1919年）のパリ平和会議は山東問題で中国人の希望を満足させることが出来なかったし，不平等条約も撤廃出来なかったので，反封建主義，反帝国主義運動が盛んとなっていった。その上国内では軍閥，土匪の横行が盛んとなってゆき，ソ連は共産主義の宣伝を盛んに行なうようになった。これらが原因となって民国11年（1922年）以後政治上の国家主義が盛んとなり国家主義教育思想も盛んとなっていったのである。(20)

雑誌「中華教育界」も，民国14年（1925年）には2カ月にわたって国家主義教育研究号を発行し，当時の教育界の風潮にこたえるくらいに国家主義教育思想が教育界に高まっていった。(21)

国家主義教育思想は教育家個人の間に高まったばかりでなく，国家教育協会，中華教育改進社，全国教育会聯合会等の団体でも盛んにとなえられていったのである。(22)

国家主義教育思想が盛んとなりだした民国11年（1922年）に中国で実施されていた学制は「壬戌学制」である。「壬戌学制」は民国11年(1922年)から民国16年(1927年)にかけて中国において実施された学制であるが，民国11年から民国16年にかけての中国の政情は混沌としていたために，新学制の公布に伴なって公布されなくてはならない各種の学校法も，各教科の課程標準も公布されなかった。そのため，全国教育会聯合会の議定した課程綱要に従って授業が行なわれていたのである。

課程綱要においては体育の授業時数は，小学校は全授業時数の10％．初級中学（日本の中学）は3カ年で体育12学分，高級中学（日本の高校）は3カ年で体育（衛生法，建身法，その他の運動）10学分と規定していたが，(23)授業内容の詳細については触れていなかった。(24)

五・四運動以前の中国の学校体育は五八体操と普通体操の2種で，学校での実施方法も南と北では異なっており，南方の大都市では日本式の体操を採用していたが，北方では日本式の体操を採用していたほかにドイツ式体操を教えていた。(25)民国4年（1915年）に上海で第2回極東大会が挙行され，その影響をうけて，サッカー，バレーボール，水泳，陸上競技が学校でとりあげられたが，まもなく淘汰されて球技と陸上競技だけが行なわれた。

しかし，惜しいことに良い教師に恵まれなかったために，学生間に広く興味を起こさせることが出来ず，少数の選手が実施したにすぎなかった。この傾向は中国の体育の発展に非常な阻害を来たしていた。(26)

民国11年（1922年）に「壬戌学制」が公布された際に，児童の心身を発展させるのに適する教材を選択して採用し，活動的教育に注意し，学生個人については毎日体育活動の機会を持たせるように各校に通知した。(27)

民国10年（1921年）に来華した米国の教育家モンローの意見に従って体育から兵式体操を除く(28)

思想が強くなり，民国12年(1923年)10日12日～11月5日に雲南省昆明で開催された第9回全国教育会聯合会で議決された「師範学校及職業学校課程標準綱要」ではスポーツ種目が教科としてとりあげられ，兵式体操が廃止された。(29)

国家主義教育思想の体系は軍事教育と教員の養成であった。そのために一度廃止された兵式体操も国家主義教育思想の高揚につれて軍事教練として再登場することになったのである。

当時の中国の国力は弱く，外国の侮りを受けており，軍備も自立するためには力がたりなかった。そのため学校での軍事教育の実施が主張されたのであった。

民国14年(1925年)10月24日～27日に湖南省長沙で開催された第11回全国教育会聯合会では「軍事教練を重視する」の案が議決され，体育の教科から除かれていた兵式体操は軍事教練として復活した。(30)

軍事教練を実施する学校も体育と課外運動の時間を設けなくてはならないとしていたので，体育の授業時数を軍事教練に振り替えることは出来なくて，軍事教練実施のためには他の教科の時間を振り替えるか，総授業時数を増やさなければならなかったのである。

「中華教育界」第15巻第1期号（民国14年—1925年—7月）の「国家主義と学校体育の改造」の中で，「初等教育の体育課程は，童子軍(毎週90分)，運動（陸上競技，球技等）遊戯（戦争遊戯等を主とする），衛生大意。中等教育の体育課程は，軍事教練と童子軍（毎週120分），運動（陸上競技，球技等），体操（固有の武術と器械体操を重視する），遊戯（特に団体遊戯に注意し，団体精神を養成する），衛生学。」としていた。(31)

当時の中国は政局の混乱から学校教育も十分に実施出来ない状態であり，課程標準も公布されていなかったので，種々の主張がなされ，全国教育会聯合会でも多くの議決が行なわれていたが，どの程度まで実際に実施されていたかは資料の不足から明らかではないが，一部の学校では議決通りに実施されていたのではないかと考えられる。

(2) 女子教育と体育

五・四運動の反封建主義の動向から女子教育運動が展開されていった。この女子教育運動としてとりあげられたのは男女共学問題であった。

中国における男女共学は民国元年(1912年)に公布された「壬子学制」から認められたが，それは小学校においてであって，中学，大学においては認められなかった。五・四運動の結果民国8年(1919年)に北京大学と南京高等師範学校が女子の入学を許可してから各学校で男女共学を実施するようになり，民国10年(1921年)以後は各大学が総て女子の入学を許可し男女共学が実施されるようになった。しかし，中等学校においては反対論も強く，少数の学校を除いては男女共学が実施されなかった。教育部も男女共学に対しては消極的であった。

「壬子学制」において小学校の男女共学をとりいれたとはいうもののこの男女共学は「中國現代女子教育史」に「小学校の男女共学は民国元年（1912年）に初等小学校は男女共学を可とする。民国4年（1915年）の国民学校（初級小学校）令施行細則では，国民学校或いはその分校で女子の数が1学級を編成するのにたりない時でも男女別々に級を編成する。ただし，1・2年においてはこの限りではない。また，高等小学校令施行細則では，高等小学校或いはその分校では男女別に学級を編成する，としている。これについてみると，国民学校3年以上では同じ学校に通わせてもよいが，同学級としてはいけない，高等小学校においては同じ学校に通わせても良いが，同学級としてはいけないということである。五・四運動以後には初等小学校の男女は完全に共学となったが，高等小学校の男女共学は遂次実行に移されていった。

中学校においては，大学が女子学生の入学を許可しており，女子の中学校に入学する者の数は漸増していっているので，第6次全国教育聯合会議が，『中学校の男女共学の実施と女子教育の推拡』を議決して教育部に申し入れを行なったが，教育部は同意しなかった。当時教育部当局は男女共学を明らかには許可していなかったが，実際上は，一面では需要に応じるため，一面では五・四運動による思想解放の影響を受けて，中学の男女共学も時には行なわれていた。民国10年（1921年）には北京高等師範附属中学，湖南省嶽雲中学等が，民国11年（1922年）には新たに広州第一中学，上海呉淞中学等が男女共学を実施した。」(32) と男女共学について述べている。

「中國婦女生活史」に「五・四運動以前に定められた男女共学は，単に教育行政上の便宜から出たもので，別に女子小学校を経営することの出来ない地方の女生徒に限り男子校に入学を許可され，別に学級を編成するという臨時的便法に過ぎなかったもので，決して男女の共学を認めるというものではなかった。社会的にも男女共学は喜ばれなかったためにこのような規定が出来たのである。真の意味の男女共学は五・四運動以後である。」(33) とあり，男女共学といっても真の男女共学は「壬子学制」の公布時には実施されていなかった。

女子の体育の教科目は「壬子学制」では男子とは異なっており，良妻賢母養成を最高目標としていたので，教育の方針，教材も総てこれを目標に定められていた。

五・四運動により男女共学が実施されるようになったが，法令は改正されていないので，男女共学による体育への影響はほとんどなかったと言えるだろう。

後唐の時代に始まった纏足の風習は宋代以後は漢民族の間に盛んに行なわれ，女子の結婚の条件の一つにまでなっていた。この弊風にたいして清末よりたびたび禁令が出されたが纏足の習慣は止まなかった。中華民国政府も種々の禁令を出していたが結婚の障碍になることを恐れ纏足を続けさせる母親も多かった。ところが，五・四運動の結果，旧い習慣に対する反撥と女子の社会的地位の向上から纏足は急速に衰えていった。

纏足をしていた女子は学校に通学していても体育の授業に出席することは不可能であった。

纏足をしなくなった女子はその行動は自由で何の束縛も受けなかったので身体活動も自由に出来たので，体育の授業への出席が可能であった。

五・四運動の女子体育への影響は纏足が下火となり，学校に通学している女子が体育の授業に出席することが出来るようになったということが最大のものであろう。

注 (20) 舒新城編「近代中國教育思想史」(民国17年—1928年)，中華書局（上海)，324～325頁。

(21) 中華書局発行「中華教育界」第15巻第1期第2期号は国家主義的教育研究号となっていた。

(22) 陳青之著「中國教育史」(民国20年—1931年)，商務印書館（上海)，731頁。

(23) 学分とは一種の単位制で，毎週1時間の授業を半年実施して1学分，毎週1時間の授業を1年実施して2学分となる。

(24) 荘兪・賀聖鼐編「最近三十五年之中國教育」(民国20年—1930年)，商務印書館(上海)，19頁，46頁。

(25) 五八体操とはどのようなものか明らかではないが，体育専攻の中国人留学生の説によると，古くから中国に伝わっている保健体操の五段錦，八段錦を体操にしたものではないのだろうか，とのことである。

(26) 教育部編「第二次中國教育年鑑」(民国37年—1948年)，商務印書館（上海)，1292頁。

(27) 同　上。

(28) 王卓然編中華教育改進社叢書第三種「中國教育一瞥録」(民国12年—1923年)，商務印書館（上海)，26～27頁。

(29) 前掲(21)書18～21頁。

(30) 前掲(17)書，125頁。

(31) 前掲(21)書2～3頁。

(32) 程謫凡編「中國現代女子教育史」(民国25年—1936年)，中華書局（上海)，108～109頁。

(33) 陳東原著「中國婦女生活史」(民国17年—1928年)，商務印書館（上海)，387～388頁。

5. 収回教育権運動の学校体育への影響

(1) 教会学校

五・四運動の目標の一つである反文化侵略(反キリスト教)，反帝国主義の動きから外国人の手にある教育権を中国人の手に回収する運動の収回教育権運動が全国各地に盛んになっていった。

収回教育権運動の対象となった外国人経営の中国人教育機関は教会学校（ミッションスクール）を除けば極めて少数であったので，収回教育権運動の目標は教会学校であったのである。

教会学校を始めとして外国人経営の中国人教育の機関は中国の学校制度からは治外法権的な立場にあり，独自の方針により独自の教育を実施してきていた。

教会学校が中国にはじめて設立されたのは清の道光19年(1839年)であるが，その後次第に数を増してゆき，民国9年(1920年)には大学から小学校まで合計して15,213校になっていたので

あった。(34)

教会学校は中国政府から独立の形態をとっていたので，これらの学校の授業内容は他の国・公・私立の学校とは異なっており，体育の授業も中国人経営の学校とは異なった形式で行なわれていた。教会学校の中には設備の整っていたものもあったが，中には設備も貧弱で，在学生も少なく，単級学校であり運動設備もない学校もかなり存在していた。(35)

収回教育権運動は民国8年（1919年）頃より盛んとなり出し，民国11年（1922年）から12年にかけて総ての教育団体が立ち上がり，この運動を展開していったのであった。収回教育権運動は教育権を中国人の手に回収する運動ではあったが，その背景には不平等条約，外国の対華侵略反対等の種々の要因を含んでいたので，民国14年（1925年）になると当時高まりつつあった国家主義教育思想の影響と五・三〇事件以後の風潮に刺激されて一層盛んとなっていった。政府も民国14年から収回教育権にのり出すのである。

教会学校は中国の教育から治外法権的立場にあり，教育関係者からは癌のように思われていたかもしれないが，中国の教育に対して功績が全然なかったわけではない。とくに女子教育に対する教会学校の功績は見逃すことが出来ない。

学制公布当時の中国には女子教育無用論が根強くあり，女子教育については当局も意を注いでいなかった。一般的傾向から見捨てられていた女子教育に対して教会学校は力を注いでいたのである。

女子教会学校でどのような体育の授業が行なわれていたかは明らかではないが，当時上流階級の子女の間に広く行なわれていた纏足の弊害を説き，禁止をすすめており，学校によっては，体育，スポーツ，レクリエーションを行なっていたので，女子教会学校についてみれば体育的にはプラスの要因が強いのである。

民国14年（1925年）1月16日公布の「外国人捐資設立学校請求認可辦法」（6条），民国15年（1926年）2月4日の教育部の布告「同年10月の国民政府の取締私立学校通令」，北伐完成後中国を統一した国民政府により民国18年（1929年）8月29日に公布された「私立学校規程」（29条）により教会学校はその治外法権的立場を失い，中国の一般学校と教科内容において同様にしなくてはならなくなるのである。

民国14年（1925年）1月16日に北京政府教育部の公布した「外人捐資設立学校請求認可辦法」（6条）には，

第3条　学校長は中国人とし，学校長外国人である時は必ず中国人を副校長に任じて，請求認可時の代表者とすること。

第4条　学校に理事会を設けるものは，中国人が理事の過半数を占めるものとする。

第5条　学校は宗教宣伝を以て主旨となしえない。

第6条　学校の課程は教育部の定めた課程を遵守し，宗教の科目を必修科目に入れてはならない。(36)

とあり，

民国15年（1926年）10月国民政府教育行政委員会の公布した「取締私立学校通令」には，

第8条　私立学校は外国人を校長としてはならない。若し特別の事情ある場合には，外国人を聘して顧問となしうる。

第10条　私立学校は一律に宗教科目を必修科目としてはならない。また，授業において宗教を宣伝してはならない。

第11条　私立学校において宗教の儀式のある場合も強制的に学生を参加させてはならない。(37)

とあり，

北伐を完成して中国を統一した国民政府教育部が民国18年（1929年）8月29日に公布した「私公立学校規程」（29条）には，

第3条　私立学校は教育行政機関に届出て教育行政機関の監督と指導を受け，その組織，学科課程その他一切の事項は現行教育法令を遵守しなくてはならない。

第4条　外国人経営の学校はその校長に中国人を任命しなくてはならない。

等5条　宗教団体経営の学校は宗教を必修科目としてはならない，授業において宗教を宣伝してはならない，学生に宗教儀式への参加を強要し勧誘することはならない，初等学校においては宗教儀式を挙行することは許されない。

第6条　私立学校の処置が良くない場合，或いは法令違反の場合は主管の教育行政機関はその認可を撤回し，或いはこれを解散させることができる。(38)

とある。「私立学校規程」はその後数回の修正が行なわれたたが，条項は変わっても民国18年（1929年）の規程は現行の法令の中に生きている。(39)

これらの法令が公布される以前の教会学校の体育の授業はどのようであったであろうか。

前にも述べたように清末より中華民国初期にかけて教会学校の統一が進み，中国基督教教育会を基督教教育行政の総元締として，華西基督教教育組合，華中基督教教育組合，華東教育協会，中国教育協会という組合が設立され，その外にも省別の協会がいくつか設立されていった。中国基督教教育会が結成される以前においては個々の教団がその教団所属の各学校に最高行政権を行使していたし，また地区別に教育組合が結成されると，これらの組合が課程標準，教授方法，各教科の最低限を定めて統制を行なっていた。

民国4年（1915年）の華西基督教教育組合の制定した課程によると，初等小学校課程では各学年に体操の課目があり，1年は要目編纂中，2年は遊戯と簡単な操練，3～4年年徒手体操と操練となっていたが，授業時数については定めていなかった。初等小学校課程では体操の課目を設けていたが，高等小学校課程には体育はとりあげられていなかった。

華東教育協会は初等小学校，高等小学校，中学校の各教科の毎週の授業時数を定めていた

が，それらの教科の中にはどの学校の課程にも体育は含まれていなかった。

また，民国4年（1915年）2月に華中基督教教育組合の制定した中学校課程にも体育の授業はなかった。(40)

何故にこのような決定をしたのであろうか，ということになると種々の理由が考えられるが，教会学校の中には設備も貧弱で在学生も少ない学校もかなり存在していた（民国10年—1921年—のプロテスタント系の在学生の全国平均は初等小学校20余人，高等小学校30余人，中学校50余人）(41)ので，施設の面，教員構成の面からしても体育の授業を実施することが困難な学校が多かったと考えられるので，現実的な面からしてこのような決定をしたのではないかとも思われる。

教会学校に体育施設のなかったことについては南満洲鉄道株式会社総務部交渉局の調査書にも，満洲にある教会学校は校数が多いが生徒数は少なく，1学年が1学級のものは稀で大抵2，3年，時には4，5年をも合併した単級学校も少なくなく，校具設備品も非常に不足しており，運動場などもほどんとない，とある。(42)

教会立の小・中学校における体育の授業は一部の学校を除いてほとんど行なわれていなかったが，教会立の大学についてみると，清の光緒3年（1879年）設立，光緒32年（1906年）米国コロンビア州の法律により大学として認定された米国聖公会の聖約翰大学は全寮制を実施していたが，同大学の課程内容に体育はなかった。しかし，課外での兵式体操，朝の体操を行なうと規定していた。

清の宣統2年（1910年）設立，民国元年（1912年）12月12日に米国ニューヨーク州の法律により大学と認定された米国長老会・美以美会・基督会連会の金陵大学では，大学，高等部，中等部，師範部には体育の授業はなく，わずかに師範部の教育実習課程に整容法として，室内体操，深呼吸，戸外体操，遊戯があるだけであった。

清の光緒15年（1889年）設立で後に合併して燕京大学となった米国美以美会の北京滙文大学では小学校課程から大学まで体育の授業は実施していなかった。

一方，清の光緒20年（1902年）設立の英国倫敦会の新学大書院（後の英華大学，民国17年—1928年—には大学を廃止し，改組して新学中学となる）は中華民国の成立した年に新規則を定め，体育を重視することにして，予備級（小学校課程），中学級（中学校課程）に体育を実施していた。授業内容は，予備級1～4年柔軟体操，中学級1～3年柔軟体操，兵式体操（4年は実施しない）であった。(43)

体育の授業を行なっていなかった聖約翰大学，金陵大学，滙文大学はいずれもスポーツが盛んであり，サッカー，陸上競技，庭球，野球等の対抗競技を初めて行なった学校であり，体育施設も整っており指導者にも恵まれており，宣統2年（1910年）に開催された中国最初の全国競技会に大活躍をした学校である。(44)これらの大学において付属の小・中学校において体育の授業

を実施していなかったということは，前に施設・教員の不足で体育の授業が行なわれなかったのではないだろうかと述べたことに相反することになる。そうであるとすれば教会学校で体育の授業を実施しなかったことは，施設，教員以外に何か教会学校内での理由があったではないのだろうか。

収回教育権運動の結果，教会学校も中国の教育令によることになり，実際に実施されたかどうかは明らかではないが，法令上は体育の授業を実施することになったのである。これは中国の学校体育にとっては非常に喜ばしいことである。

(2) 教会学校以外の外国人の経営の学校

収回教育権運動は外国人の手にある教育権を中国人の手に回収する運動であったので，教会学校に比較するとその数ははるかに少なかったのであるが，教会学校以外の外国人経営の中国人教育機関もその対象となったのであった。勿論，中国に進出していた各国が設けていた自国民を教育するための学校は該当しなかった。

外国人経営の中国人教育の学校は，中国に進出しておりながら教会学校を設けていない国々によって設立されたために，ほとんどが日本ならびにロシヤ経営のものであった。また，これらの学校の設けられたところは，日本，ロシヤの進出が他の諸国に比較して著しい地域に限られていた。

ロシヤ経営の学校は東三省（満州）に限られていたが，日露戦争に敗れて南満州に日本の進出を許してからは北満の東清鉄道の沿線に限られてしまった。

ロシヤ経営の中国人教育の学校は光緒25年（1899年）に設立されたのが初めてで，以後，東清鉄道の沿線の各地に東清鉄道の従業員の子弟教育の鉄道付属小学校として設立されていった。ハルピンには東清鉄道経営の実業学校，ロシヤ人経営の中学校が設立されていた。中学校はロシヤ文部省令によって設立されていたが，東清鉄道経営の学校はロシヤ文部省令によってはいなかったが，教育はロシヤ式の教育を行なっていた。

民国6年（1917年）当時のロシヤ人経営の学校は中学校4校，実業学校2校，小学校18校があった。(45)

民国10年（1921年）に上海で発行された山口昇編「欧米人の支那における教育事業」にはロシヤ人経営学校の教員数，在学生数，修業年限については触れているが，授業内容にはまったく触れていないので体育の授業が実施されていたかどうかは不明である。(46)

しかし，ロシヤ人経営の学校は鉄道付属地に設けられており，鉄道付属地はその鉄道を経営している国家の行政権が施行されている地帯で，土木，教育，衛生等の施設をほどこす義務を持っていた。

ロシヤ経営の中国人教育の学校は東清鉄道の鉄道付属地に設けられていたので，治外法権の地域であり収回教育権運動の影響は受けなかった（東清鉄道は民国24年—1935年—に南満州鉄道に譲渡され，その京浜線，浜州線，浜綏線となる）。

日本人の経営した中国人教育の学校は，日露戦争中の清の光緒30年（1904年）に初めて設立され，それ以後次第に増加していったが，それらの学校は遼東半島，南満州鉄道株式会社（満鉄）付属地，山東省に設立されていった。

日露戦争の結果遼東半島の南部は日本の租借地となり，関東州と称され，関東州庁が設けられた。関東州に設立された学校は関東州庁が，満鉄付属地に設立された学校は満鉄が経営することになっていた。中国人教育の初等教育機関は関東州に公学堂と普通学堂，満鉄付属地と山東省に公学堂が設けられていた。

関東州の公学堂と普通学堂の差は修業年限の差であり，普通学堂は公学堂にくらべて速成教育であり，施設も劣っていた。(47)

これらの学校の授業内容は日本のが準用されていたので，体育の授業も日本の学校で実施されていたのに似ていたであろう。

日本人経営の中国人教育機関は後に満鉄付属地と関東州に中等教育，師範教育，専門教育の学校も設立されるのであるが，関東州は租借地であり，満鉄付属地は治外法権の地であったので，そこに設立された中国人教育の学校はいずれも収回教育権運動の対象とはならなかった。

収回教育権運動の対象となったのは山東省に設立した日本人経営の中国人教育の学校であった。これらの学校は，民国3年（1914年）に起こった第一次世界大戦によりドイツに代わって日本が山東省に進出して以後，青島と膠済線の沿線に設立したのである。日本人経営学校の在学生は民国10年（1921年）に3830人であった。(48)

これらの学校は収回教育権運動が起こるとすぐ収回に応じてしまった。

教会立以外の外国人経営の中国人教育の学校は，中国人に教育を普及するという目的以外に，学校を経営している国にとって役にたつ中国人を養成するという目的もあったので学校を経営している国の教育令を基本としており，体育の授業も経営している国の学校体育に近いものが実施されていた。したがって山東省の日本人経営の学校では日本式の体育の授業が実施されていたと考えられるので，その教育権を収回して中国の教育令による体育を実施することになっても，たいした差はなかったであろう。

注 (34) 前掲(15)書，224頁。

(35) 山口　昇編「欧米人の支那に於ける文化事業」（大正10年），日本堂書店（上海），935～1181頁。

(36) 前掲(20)書，322頁。

(37) 同　　上。

(38) 前掲(19)。

(39) 教育部編「教育法令」(民国56年—1967年), 正中書局, 43～45頁。
(40) 交渉資料第十七編「支那ニ於ケル外国人経営の教育施設」(大正14年), 南満州鉄道株式会社総務部交渉局, 41～45頁, 22～40頁。
(41) 陳啓天著「最近卅年中國教育史」(民国17年—1928年), 太平洋書店 (上海), 347～352頁。
(42) 南満州鉄道株式会社総務部交渉局編「南満州ニ於ケル洋人経営ノ諸学校」(大正4年), 南満州鉄道株式会社総務部交渉局, 3～4頁。
(43) 前掲(40)書, 128頁, 157頁, 182～262頁, 319～333頁, 359～389頁。
(44) 呉文忠著「中國近百年體育史」(民国56年—1967年), 台湾商務印書館, 32～38頁。
(45) 前掲(35)書, 725～740頁。
(46) 前掲(35)書, 725～744頁。
(47) 満史会編「満州開発四十年史—補巻」(昭和40年), 満州開発四十年史刊行会, 78～87頁。
(48) 前掲(41)書346頁, 355頁,

6. む　す　び

民国8年(1919年)のパリ平和会議の決定を不満として5月4日に北京の大学生の抗議運動を契機として全国に波及した五・四運動の学校体育への影響と五・四運動により盛り上がった反帝国主義の動向から展開された収回教育権運動への学校体育への影響について述べてきたが, この時期は中華民国の南北抗争の混乱期にあたったために資料が少なく十分な考察を加えることが出来なかった。

民国3年(1914年)～民国7年(1918年)の第1次世界大戦は中国に大きな影響を与えた。対内的には, 大戦により欧州列強の中国に対する影響力がうすれ, 民族資本, 民族工業が発達してゆき, 多くの労働者階級が生まれ, 労働運動が発展していった。対外的には民国6年(1917年)に起こったロシヤ革命は中国にも大きな影響を与え, 中国の社会改造を刺激し, 封建制度の束縛を打破しようとする考えが知識人の間に高まっていた。

日本は大戦が起こると直ちに参戦し, 山東省にあるドイツ権益を獲得し, 民国4年(1915年)1月には袁世凱の北京政府に対して中国の独立を否定する二十一カ条の要求を提出し, 実力による圧迫のもとに調印を強要した。

中国は国権回復の立場からパリ平和会議に大きな期待をよせていたが, 不平等条約の廃棄, 二十一カ条要求の撤回, 日本が継承した山東省のドイツ権益の返還等の要求はいずれも認められなかった。

この決定に対して北京の学生は民国8年(1919年)5月4日に抗議運動を起こして親日官僚を襲撃した。それに対して北京政府は弾圧をもって臨んだために全国の学生を刺激し, 全国的なストライキとなり, 商人, 労働者もこれに参加した。

このような運動の拡大は北京政府を屈服させ，6月10日に政府は責任者の解任と平和条約調印拒否を決定した。これにより抗議運動は一応終結するが，反封建主義，反帝国主義運動はその後もくり拡げられてゆくのである。

阿片戦争により開国した中国に対して欧米列強は中国における地位を固める手段として清末から各地に教会学校を設立して中国人子弟を入学させた。これらの学校は中国政府の管理外に置かれ国家の統制する学校とはまったく別個の系列にあった。

このように治外法権的立場にあった教会学校の統一も進み，清末より中華民国初期にかけて中国基督教教育会を頂点として華東・華中・華西等に教育組合が組織され課程標準を始めとして教授法その他について統制を行なっていた。

当時の教会学校は中国の教育令によらず別のカリキュラムによっており，中国文，中国史を軽視していた。このような状況であったので五・四運動の影響として反帝国主義運動が高まり反文化侵略運動として外国人経営の学校に対して収回教育権運動が起こるのも当然のなりゆきであった。

収回教育権運動は清末よりみられたが，五・四運動によって反植民地化運動が高まると急激に発展してゆき，民国11年（1922年）から12年にかけて総ての教育団体がこの運動を展開していった。民国14年（1925年）に起きた五・三〇事件に刺激されていっそう盛んとなっていった。それにつれて政府も収回教育権運動に乗り出し，北京政府は民国14年（1925年）に，南にあった国民政府は民国15年（1926年）に外国人経営学校の統制に関する法令を公布したが，北伐を完成して中国を統一した国民政府は民国18年（1929年）8月29日に「私立学校規程」を公布した。この法令により外国人経営の学校は独自の教科課程を実施することができなくなり，一般の学校と同じ教科課程を採用することとなり，収回教育権運動は完成した。

五・四運動とそれに派生して起こった収回教育権運動により学校体育のうけた影響についてみてみると，中国の学校体育のうけた影響は，五・四運動はたいしたことはなかったが，収回教育権運動は大きいのである。

五・四運動の影響と軍閥間の内戦の続発により国家主義教育思想が高まっていった。民国11年（1922年）に公布された「壬戌学制」は政情の混乱から学制の公布のみで教科課程は公布されなかった。そのため，教育団体が定めた課程綱要によって授業が行なわれていた。

「壬戌学制」は従前の日本式の学制とは異なり，米国式の6・3・3制の学制であり，米人教育家の意見を取り入れて清末に学制を実施以来体育の科目として採用していた兵式体操を廃止してスポーツ種目を取り上げることになっていた。しかし，国家主義教育思想の高揚により，全国教育会聯合会は民国14年（1925年）に軍事教練の実施を議決したのである。

当時の中国は政局の混乱から教育費も十分支出されておらず，学校教育も十分に実施されて

いなかったので，種々の議決がなされても実際に実施されたかどうか疑問である。

五・四運動の影響から男女共学問題がとりあげられた。五・四運動以後大学を始め各学校で男女共学が実施されたが，中等学校においては反対が強かった。男女共学が実施されても体育の教科課程は改正されず従前のままであった。

後唐の時代より始まった纏足の風習は，清末よりたびたびの禁令にもかかわらず根強く残っていたが，五・四運動の結果旧い習慣に対する反撥と女子の社会的地位の向上から纏足の習慣は急速に衰えた。纏足しなくなった女子は自由に体育・スポーツが出来るようになったのである。これは体育的に見て非常なプラスである。

収回教育権運動の対象となった外国人経営の中国人教育機関は教会学校を除けば極めて少なかったのでその目標は教会学校であった。教会学校の統一が進んでからの各地の教育組合の定めた課程標準によると民国4年(1915年)当時華西基督教教育組合では初等小学校の4年間のみ体育の授業を行ない，華東教育協会ではいずれの学校にも体育はなく，華中基督教教育組合の中学校課程にも体育はなかった。また，スポーツが盛んで当時の中国のスポーツ界をリードしていた大学の付属の小・中学校においても一部を除いて体育の授業は実施されていなかった。

収回教育権運動の結果，民国18年(1929年)の「私立学校規程」の公布となり，中国の教育令によらない学校は存在を認められないことになり，中国に数多く存在した教会学校は体育の授業を実施するようになったのである。ただちに実施にうつされたかどうかは明らかではないが，体育の面から見れば非常に喜ばしいことである。

教会学校以外の各国人経営の学校は日本とロシヤ経営のものであるが，そのほとんどが治外法権を有する租借地と鉄道付属地に設けられていたので山東省の日本人経営のものを除いては影響をうけなかった。

本研究の対象となった時代は中国の政情が不安定で内戦の続発した時代のため資料が十分になく，所期の目的を達することが出来なかった。

(45年10月20日)